

公告

広川町新庁舎等建設 I 期工事（建築・設備工事）について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び広川町財務規則（平成 19 年規則第 10 号）第 92 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

広川町長 渡邊 元喜

1 工事の概要

(1) 工事名称 広川町新庁舎等建設 I 期工事（建築・設備工事）

(2) 工事場所 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 外

(3) 工事概要

- ・庁舎棟（新築工事） 建築面積：1,358.86 m²
延床面積：4,995.17 m²
構造：RC 造一部 S 造
階数：地上 4 階
- ・附属棟（新築工事） 建築面積：341.12 m²
延床面積：560.12 m²
構造：RC 造一部 S 造
階数：地上 2 階
- ・駐輪場棟（新築工事） 建築面積：26.13 m²
延床面積：26.13 m²
構造：RC 造
階数：地上 1 階
- ・受水槽棟（新築工事） 建築面積：12.00 m²
延床面積：12.00 m²
構造：S 造
階数：地上 1 階

・外構工事（新築工事 一部別途工事）

・本工事に伴う道路の撤去・復旧

(4) 工事内容 上記施設の建設工事に伴う建築・機械設備一式工事

(5) 予定工期 契約日（議会承認日）から令和 4 年 5 月 31 日まで

※新庁舎建設予定地では、令和 3 年 1 月 29 日を工期末とする新庁舎建設

に伴う既存施設解体・改修工事（以下「解体・改修工事」という。）を行っているため、工事開始日等については、広川町及び解体・改修工事請負者と調整を行うこと。

(6) 予定価格 2,065,214,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）

(7) 低入札価格調査制度 適用

(8) 担当部署 広川町役場 総務課 庁舎建設推進室

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

TEL：0943-32-1255（直通） 内線201

FAX：0943-32-5164（代表）

E-mail: tyousya@town.hirokawa.lg.jp

2 入札参加形態

本工事は特定建設工事共同体（以下「共同企業体」という。）による施工とし、共同企業体に関する要件は以下のとおりとする。

(1) 構成員数 2社又は3社

(2) 結成方法 自主結成

(3) 経営形態 共同施工方式

(4) 出資比率 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、構成員数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(5) いずれの構成員も、本件工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次の資格要件を満たす共同企業体とする。

(1) 構成員の共通資格要件

すべての構成員が次の資格要件を満たすものとする。

ア 法人格を有していること。

イ 福岡県内に本・支店等の事業所を有すること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 令和2・3年度広川町建設工事等競争入札参加資格名簿に建築一式工事で登録されていること。

オ 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再

生計画の認可決定が確定した場合を除く。)

キ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(2) 共同体の代表構成員の資格要件

共同企業体の代表構成員は、上記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次の要件を満たすものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事において、特定建設業許可を受けている者であること。

イ 直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値が1,500点以上であること。

ウ 平成10年4月1日から令和2年9月30日までに元請又は共同企業体として竣工した、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社、その他これに類する法人）が発注した延床面積4,000㎡以上の免震構造を採用した新築工事に係る建築一式工事の施工実績があること。

エ 平成10年4月1日から令和2年9月30日までに元請又は共同企業体として竣工した、庁舎又は事務用途の建築物（民間工事を含む）の新築に係る建築一式工事の施工経験を有する建設業法の建築工事業にかかる監理技術者を専任で配置できるものであること。

また、監理技術者は、入札参加申請書等の受付日以前に参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用形態を有していること。

(3) 共同企業体の代表構成員以外の資格要件

共同企業体の代表構成員以外の構成員は、上記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次の要件を満たすものとする。

ア 建設業法に基づく建築一式工事において、特定建設業許可を受けている者であること。

イ 広川町、八女市、筑後市、又は久留米市内に本店・支店等の事業所を有すること。

ウ 直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値が600点以上であること。

エ 平成10年4月1日から令和2年9月30日までに元請又は共同企業体として竣工した、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社、その他これに類する法人）が発注した延床面積1,000㎡以上の新築工事（大規模改修工事含む）に係る建築一式工事の施工実績があること。

オ 建設業法の建築工事業にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できるものであること。

また、配置技術者は、入札参加申請書等の受付日以前に参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用形態を有していること。

4 入札参加資格審査申請の方法等

(1) 提出書類

入札の参加希望者は、下記に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 入札参加申請書（様式第1号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）

エ 使用印鑑届（様式第4号）

オ 同種工事施工実績調書（様式第5号①②）

カ 配置予定技術者実績調書（様式第6号①②）

キ 連絡先確認書（様式第7号）

(2) 提出期間 公告日の翌日から令和2年10月14日（水）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

(3) 提出場所 広川町役場 総務課 庁舎建設推進室

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留等）による。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 入札参加資格に関する質問

ア 質問期間

公告日の翌日から令和2年10月5日（月）12時00分まで

イ 質問方法 質問事項を下記メールアドレスに送付すること。

総務課 庁舎建設推進室 Email:tyousya@town.hirokawa.lg.jp

ウ 質問回答 令和2年10月7日（水）までに広川町ホームページにて回答する。

(6) 参加資格決定通知

申請書類に基づく審査結果は契約事務等審査委員会による審査後、令和2年10月21日（水）までに電子メール等にて通知する。

5 設計図書等の閲覧及び配布

(1) 閲覧及び配布期間

公告の日の翌日から令和2年10月14日（水）まで

(2) 閲覧場所及び時間

閲覧場所 広川町役場 総務課 庁舎建設推進室

閲覧時間 9時00分から17時00分まで（土・日・祝日を除く）

(3) 配布方法

設計図書等は、図面抜粋と図面一式を準備し、CD-Rの貸出又はE-mailで配布する。
閲覧時に希望する配布方法を申し込むこと。

(4) 設計図書等に関する質問

ア 質問方法

令和2年10月14日（水）から令和2年11月6日（金）12時00分までにメール等で送付すること。

イ 回答期限

令和2年11月11日（水）までにすべての入札参加者にメール等で回答する。

6 入札説明会 実施しない。

7 入札場所及び日時

(1) 入札予定日時 令和2年11月26日（木）

(2) 入札予定場所 広川町役場 3階 大会議室

ただし、日程・場所等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

8 入札参加資格の喪失

参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が資格を満たさなくなったとき、又は入札参加資格審査申請書類等に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本工事の入札に参加することができない。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として要する。ただし、広川町財務規則（平成19年規則第10号）（以下「財務規則」という。）第122条の規定に該当する場合は免除する。

10 支払条件

(1) 令和2年度については、契約金額の40%（前金払）を限度とする。

(2) 令和3年度、4年度については、財務規則第58条、第136条の規定による。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札
- (2) 同一人がした2以上入札書による入札
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札内訳書を提出しなかったもの、又は内訳書に入札者の氏名がないもの
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札

12 入札の中止

次のいずれかに該当する入札は、中止とする。

- (1) 入札参加者がいない入札
- (2) 入札参加者が1者のみの入札

13 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、財務規則その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 地場産業等の育成・活性化を図るため、極力、下請等での町内業者活用・地場資材の使用に努めること。
- (3) 本工事は、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例19号）第2条の規定による町議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、工事請負仮契約を締結し、町議会の議決後にこれを本契約とする。なお、町議会の議決が得られなかった場合、仮契約は無効となり、契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても広川町は一切の責めを負わない。